平成２４年（フ）第８８号
札幌市手稲区富丘２条７丁目３番７―901号
債務者　横山惠美子（旧姓競）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０４号
札幌市豊平区美園５条１丁目１番20号
債務者　浅野　和伸
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０８号
札幌市南区真駒内上町５丁目９番１―51号
債務者　井上　秀明
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４０号
札幌市白石区栄通17丁目７番22―102号
債務者　高橋　　実
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３８号
群馬県高崎市高砂町25番地３　市住１棟510号、申立時の住所群馬県高崎市新田町５番地３
債務者　深尾　洋乃
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１９号
群馬県高崎市下小塙町1114番地
債務者　上原　章夫
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２５号
群馬県藤岡市鬼石139―１　藤岡市国民健康保険鬼石病院、住民票上の住所群馬県藤岡市篠塚119番地11
債務者　新井美惠子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２１７号
千葉県山武郡横芝光町宮川11534番地10　アークピア壱番館203
債務者　杉山　宏明
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第６９７号
新潟市江南区曽野木１丁目５番２―953号
債務者　山田　博吉
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７８号
岐阜県多治見市宝町12丁目65番地　ロイヤル宝Ｂ―201
債務者　今瀬美智子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第２号
岐阜県恵那市大井町446番地３　ＤＵＰＲＥＸ国王102号
債務者　神尾　達久
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第５７５１号
大阪府寝屋川市日之出町23番７号、事業所所在地大阪府枚方市磯島茶屋町17―21―101
債務者　ピエロこと　井上　　馨
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７５９号
大阪市西淀川区御幣島３丁目14番39―802号
債務者　田中　　崇
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０６０号
大阪市旭区赤川３丁目11番２号
債務者　渡辺建装こと　渡辺　昌宜
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２８２号
大阪市此花区高見３丁目10番１号
債務者　佐藤　隆志
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６３８号
大阪府枚方市牧野北町６番10―310号
債務者　工藤　恵美
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８３６号
大阪府東大阪市高井田本通２丁目４番６号　ニュー高井田402号
債務者　田村　信夫
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６号
大阪市平野区加美西２丁目７番２―210号
債務者　田中　研作
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部